

「令和元年台風第15号及び第19号」に関する特別取扱いについて

「令和元年台風第15号及び第19号」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心からお悔み申しあげますとともに、被災された方々には謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、お客様からのご契約に関するさまざまなお問い合わせならびにご相談を、以下のフリーダイヤルで承っております。

0120-016-830（携帯電話からでも通話可能です）

受付時間：（月～金）9：00～18：00 （土）9：00～17：00 （祝日・年末年始を除く）

なお、弊社では、被災されたお客様に対して、下記の特別なお取り扱いを実施しております。

記

I. 災害救助法の適用状況

対象	災害救助法の適用地域（内閣府発表）	法適用日
令和元年台風第15号	2都県25市16町1村	令和元年9月8日、9日
令和元年台風第19号	14都県7区194市146町43村	令和元年10月12日

II. 特別取扱いについて

1. 保険料のお払い込み等について

(1) 保険料払込猶予期間の延長（対象：全ての保険契約）

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、お客様からのお申し出により保険料のお払い込み期限を最長6か月延長いたします。

令和元年台風第15号：最長の場合、2020年3月31日まで

令和元年台風第19号：最長の場合、2020年4月30日まで

当お取扱いは、上記期限をもって終了しました。

(2) 保険契約の失効に関する特別なお取り扱いについて

（対象：契約者貸付や保険料の自動振替貸付を受けられている保険契約）

このたびの災害に起因し貸付金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客様からのお申し出により失効を猶予いたします。

令和元年台風第15号：最長の場合、2020年3月31日まで

令和元年台風第19号：最長の場合、2020年4月30日まで

当お取扱いは、上記期限をもって終了しました。

2. 保険金・給付金、契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

（対象：保険金・給付金および契約者貸付をこれから請求される保険契約）

必要書類を一部省略するなど、保険金・給付金、契約者貸付金等を迅速にお支払いいたします。

3. 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取り扱い（対象：入院保障のある保険契約）

病院の事情により必要な入院治療を受けられず、臨時施設等で医師の治療を受けた場合は、本来必要であった入院期間等について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

4. 契約者貸付利率の免除（対象：これから契約者貸付をご利用される保険契約）

新規の契約者貸付について、約款規定の範囲内の貸付金額を上限として、適用利率を免除し 0.00%とさせていただきます。なお、対象の保険契約は、契約者貸付制度をご利用いただける個人保険・個人年金保険が対象となります。

（がん保険や医療保険など契約者貸付制度のお取り扱いのない商品は対象となりません。）

【期間】

特別金利適用期間

令和元年台風第 15 号：2020 年 3 月 31 日まで

令和元年台風第 19 号：2020 年 4 月 30 日まで

新規貸付受付期間

令和元年台風第 15 号：2019 年 9 月 8 日から 2019 年 11 月 30 日まで

令和元年台風第 19 号：2019 年 10 月 12 日から 2019 年 12 月 31 日まで

当お取扱いは、上記期限をもって終了しました。

以上